

『生活学論叢』のめざすもの

生活に関する first-hand の史資料・調査・実測・統計等による研究が活発になされ投稿されること、また、生活の個々の要素や個別分野からの研究であっても、生活の他の要素や他分野との関連やその背景にある文化、価値観、倫理観、人間の生活の広がりや総合性への論究や考察がなされ、生活を多面的に深くとらえる努力がなされている研究論文が多く投稿されることを期待する。

生活学の過去の研究業績（『生活学』『生活学論叢』掲載論文、学会研究発表、学会主催シンポジウム、学会承認の共同研究および研究会、今和次郎受賞者業績、その他）や、生活学（生活概念）の枠組みに論究し、「生活学」という観点や論点を明確にする努力がみられることが望ましい。

『生活学論叢』投稿規程

1. 『生活学論叢』に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 原稿の種類は、研究論文・研究ノート・その他とする。

①研究論文

生活学領域に関する課題が、論理的または実証的、総合的に論述され、独創性があり目的・方法・手段・結論等が明記されており、学術的に価値ある知見を含むと認められるもの。もしくは、萌芽的な学術的研究であっても、独創性に富み、その発展性が大いに期待できると認められるもの。

②研究ノート

研究上の問題提起、他の著書を批判する論文、外国書の紹介等で、研究論文としてのまとめはもたないが新たな研究の推進、展開に資することができると認められるもの。

③その他

書評、論評、通信、史料等。

3. 投稿に際しては、研究論文・研究ノート・その他のうち、いずれの原稿であるかを所定の投稿票に明示し、別に定める審査料を付記の通り振込先に納入し、振込票の写しを原稿に添えて提出（メール送信）する。また、書評の場合は対象の書籍1部を別途郵送する。
4. 投稿者は学会員とし、共著者がいる場合はすべて学会員であることが求められる。
5. 投稿原稿の採否は、編集委員会が所管する審査（研究論文・研究ノートの場合は専門分野の研究者2名による査

読とその結果を踏まえた編集委員会における協議、その他の場合は査読を経ない編集委員会における協議）によって決定する。投稿原稿の掲載区分を、研究論文・研究ノート・その他のいずれとするかについては、投稿者の意思を確認のうえ、編集委員会において決定する。

投稿された原稿について訂正を求めることがある。

審査に基づいて訂正した原稿を再提出する場合、「どの指摘に対して、どの部分に訂正をしたか」を示す一覧表を添付すること。訂正を求められた原稿が指定日を越えて再提出をされない場合、編集委員会は投稿の意志なしとみなすことがある。また、掲載が決定された原稿は編集委員会の承認を得ずに変更してはならない。

6. 投稿者は、審査結果と指摘された内容に関して異議申し立てをすることができる。
7. 投稿原稿2部（うち1部は著者名と所属をあらかじめ消したものとする）・投稿票・和文要旨等は、執筆要項に従いデータを作成し、メール添付にて提出する。
8. 発行は年2回とし、投稿締切を4月および10月の末日（消印有効）とする。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権は、日本生活学会に帰属する。ただし執筆者は本学会の許諾なしに印刷媒体で複製・転載することができる。第三者から掲載論文等の印刷媒体での転載許可が求められた場合には本学会は検討のうえ許可することができる。また本誌に掲載された論文等は、原則として電子化公開される。執筆者は機関リポジトリ等の電子媒体をもちいて公表する場合は学会の定める機関リポジトリへの対応方針にもとづき許可することができる。
10. 原稿等の提出先は日本生活学会『生活学論叢』編集委員会とする。

原稿送信先 lifology-edit@je.bunkan.co.jp

日本生活学会『生活学論叢』編集事務局

書評の書籍郵送先 〒162-0801 東京都新宿区山吹町332-6
パブリッシングセンター(株)国際文献社内

日本生活学会『生活学論叢』編集事務局

11. その他の事項に関しては編集委員会において決定する。

本規程は1995年7月21日制定し、ただちに施行する。

本規程は1997年3月31日改正し、ただちに施行する。

本規程は2000年9月18日改正し、ただちに施行する。

本規程は2006年6月12日改正し、ただちに施行する。

本規程は2009年3月31日改正し、ただちに施行する。

本規程は 2010 年 5 月 8 日改正し、ただちに施行する。
本規程は 2012 年 6 月 2 日改正し、ただちに施行する。
本規程は 2013 年 6 月 1 日改正し、ただちに施行する。
本規程は 2015 年 3 月 18 日改定し、ただちに施行する。
本規程は 2023 年 5 月 25 日改定し、ただちに施行する。
本規程は 2025 年 10 月 11 日改定し、ただちに施行する。

〈付記〉

1. 投稿原稿 2-①、2-②の審査料は、1 件につき一律 7,000 円、投稿原稿 2-③の審査料は、1 件につき一律 3,000 円とする。
振込先は以下の通り。
 - ・ゆうちょ銀行 振込口座 00140-7-43597
(口座名 日本生活学会)
 - ・他の金融機関からゆうちょ銀行へのお振込の場合：
○一九店（ゼロイチキユウ店）当座 0043597
(受取人名 ニホンセイカツガッカイ)なお、投稿の際に振込票の写しを提出のこと。
2. この規程は、2025 年 10 月 11 日から施行する（2026 年 4 月末原稿〆切、2026 年 9 月発行予定の 49 号の投稿より）。

『生活学論叢』執筆要項

1. 原稿の書き方は、題目、著者名、英文要旨、キーワード、本文、補遺、注（文献を含む）の順で書く。ただし、「その他」の原稿については英文要旨は不要とする。
2. 原稿は横書き、本文は日本語とする。
3. 原稿量は、図表および注を含み、刷り上がりの上限を 2-①、2-②は 14 ページ、2-③は 6 ページとする。
4. 1 ページ目には、次の事項を記述する。
 - (ア) 論文題目（和文および英文）
 - (イ) 著者名（和文および英文）
 - (ウ) 著者の所属（和文および英文）
 - (エ) 英文要旨（abstract）（200words 以内）英文については事前に堪能者の校閲を必ず受ける。
 - (オ) 本文の内容を表わすキーワード（日本語および英語：3～5 語）
5. 審査効率化を図るため、事前に規定した事項の他に、和文要旨（英文要旨の和訳）を添付する。
6. 原稿はすべて、学会指定のフォーマットを使用して作成する。ワード以外の場合は、フォーマットに準じて作成すること。

7. 原稿は、次頁のフォーマットサンプルのように A4 に原寸で仕上げる。
8. 番号のふりかたは原則として次のようとする。
 - 1……………章番号
 - 1-1 ………小章番号（必要な場合に付する）
 - 1) …………節番号（大きな区切り）
 - (1) …………次に大きな区切り
 - (1)……………細目番号（列挙して説明する時など）
9. 表のタイトルは表の上につける。図・写真のタイトルは図・写真の下につける。図・表・写真にはそれぞれタイトルの前に一連番号をつける。
10. 注は文中右肩に小さく番号をつけ、後に通し番号でまとめる。
11. 引用・参考文献は文中に〔浜口 1977: 46〕のように記し、注のあとに下記例を参考にまとめる。
参考文献の配列は、著者の氏名の五十音順またはアルファベット順にすること。
〔記入例（アルファベット順の例）〕

Bradley, D. 1986 "Identity : The Persistence of Minority Groups" in Mckinnin, J. & Bhrusasi, W. (eds.) *Highlanders of Thailand*, Oxford University Press, pp. 46-55
浜口恵俊 1977 『日本らしさの再発見』日本経済新聞社
稻葉武司 1986 「日系アメリカ人の生活様式の推移に学ぶ」『生活学 1986』ドヌス出版、pp. 59-92
リーチ, E. 1981 (青木保・宮坂敬造訳)『文化とコミュニケーション』紀伊国屋書店, (Leach, E. *Culture and Communication*, Cambridge University Press, 1976)

機関リポジトリ等への対応方針

本誌掲載論文等を執筆者が所属する機関リポジトリ等の電子媒体において公表する場合は、査読後最終原稿の PDF ファイルに限り掲載可能である。その際には学会が電子媒体で公表するフルテキストへのリンクと出典を明記することとする。また掲載の時期は学会の電子媒体フルテキストによる公表以後でなければならない。

2010 年 5 月 8 日第 37 回総会決定

『生活学論叢』は J-STAGE 上で閲覧いただけます
<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/lifology/-char/ja>
ただし、直近 2 号の閲覧には日本生活学会会員に配信するログイン名とパスワードの情報が必要です。